

医政経発0325第3号
平成26年3月25日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局経済課長
（公印省略）

医療用医薬品購入の取引がある医薬品卸売販売業者に関する
相談窓口の設置等について（依頼）

診療報酬改定においては、健康保険事業の健全な運営を図るため、薬価を市場実勢価格に応じて引き下げているところであり、厚生労働省において、「医薬品価格調査」を行い、医薬品ごとの市場実勢価格を把握し、薬価改定の重要な参考資料としていますが、別途実施している近年の「価格妥結状況調査」の結果では、「医薬品価格調査」時の妥結率は低下傾向にあります。

この妥結率の低下は、中央社会保険医療協議会の議論の中でも指摘があり、妥結率が低い場合は、「医薬品価格調査」の障害となるため、別添1のとおり、平成26年度診療報酬改定において、毎年9月末日までに妥結率が50%以下の保険薬局及び保険医療機関（許可病床数が200床以上である病院に限る。）（以下「保険薬局等」という。）について、基本料の評価の適正化を図ることとなりました。

一方、この改定により、医薬品卸売販売業者が取引において保険薬局等に対して優位な立場にならないような仕組みの必要性が求められていることから、厚生労働省としては、妥結率が低い保険薬局等に係る医療用医薬品の流通上の適正化策として、保険薬局等を対象に、医療用医薬品購入の取引がある医薬品卸売販売業者に関する相談窓口を医政局経済課（以下「経済課」という。）に設置しました。

相談を受けた内容により、経済課から当該保険薬局等と取引のある医薬品卸売販売業者に対して事実関係の確認を行い、その結果、価格交渉の促進を図る必要があると判断した場合には行政指導等を実施することとし、行政指導等の取扱いについて、別添2のとおり「医薬品卸売販売業者における価格交渉促進のための運用方針」を定めました。

医薬品卸売販売業者は、未妥結の要因の一端が自らにもあることを十分認識するとともに、早期妥結に向けた価格交渉の促進や、保険薬局等が地方厚生（支）局長に妥結率を報告する際に必要となる「妥結率の根拠となる資料」を提供することなどの対応が求められます。



これらについては、関係団体の長あてに、別添3及び別添4のとおり通知しておりますが、改めて貴職におかれましても、貴管下の取引当事者（保険薬局等及び医薬品卸売販売業者）への周知徹底をお願いいたします。

（署名）

（印）

（署名）

（署名）

（印）

（署名）

（署名）

